

## 国立研究開発法人国立環境研究所中長期計画の策定及び評価に関する規程

平成 28 年 1 月 15 日 平 27 規程第 6 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書第 28 条の規定に基づき、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 に定める中長期計画の策定及び評価に関する手続き等を定めるものとする。

### (中長期計画の策定)

第 2 条 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、ユニット長の参画する幹部会及び理事会による審議を経て中長期計画を策定するものとする。その際、各ユニット長はユニット内の意見の集約に努めるものとする。

2 前項の中長期計画の策定過程においては、理事長は、その検討状況及び中長期計画案の所内周知を図るとともに、所員からの意見の聴取に努めるものとする。

### (モニタリング・管理)

第 3 条 中長期計画の進捗状況のモニタリング及び管理については、各ユニット長は、定期的にユニット内会議を開催する等、所掌する業務の進捗状況のモニタリング及び管理を行うとともに、年度途中に幹部会において報告する。また、各ユニット長は、次条に定める評価のための資料作成、毎年度の職務業績評価の実施及び監事による監査・モニタリング等を通じて、各ユニットの業務の進捗状況を整理し、進捗管理に利用するものとする。なお、複数ユニットにまたがる業務については、管理責任者を置き、関係ユニット長と、適宜連絡をとりながら進捗状況のモニタリング及び管理を行うものとする。

### (評価体制)

第 4 条 中長期計画に基づく業務の評価については、毎年度、中長期計画の事項ごとに各担当ユニットにおいて業務の実績を整理するとともに自己評価を行うものとする。特に、研究開発業務の評価については、国立研究開発法人国立環境研究所研究評価実施要領（平成 23 年要領第 1 号）に定めるところにより、研究所外の有識者による評価を実施するものとする。

(標準業務手順)

第5条 研究所は、業務の適切かつ効率的な実施を図るため、必要な規程等を定めるとともに、定型的な業務については、有効性と効率性のバランスに留意しつつ、標準的な業務手順の文書化に努めるものとする。

(評価活動)

第6条 研究所は、前条の規程等や業務手順に沿った運営の確保に努めるとともに、業務の執行状況を把握し、その結果に応じて業務手順の文書化等必要な措置を講じるものとする。

2 研究開発業務について外部有識者による評価を行うとともに、業務実績等について幹部会で確認し、監事が調査を行うなど、自己評価が恣意的とならないよう努めるものとする。

(業務実績等報告書)

第7条 研究所は、前条までに定めるモニタリング及び自己評価等をもとに、業務実績等報告書（業務の実績及び自己評価を記載した報告書をいう。）をとりまとめ、幹部会及び理事会の審議を経て決定するものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月15日から施行する。